

平成27年 3月12日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成27年3月12日(木)午後 2時30分開議

- 日程第 1 議案第15号 平成27年度東庄町一般会計予算
議案第16号 平成27年度東庄町国民健康保険特別会計予算
議案第17号 平成27年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算
議案第18号 平成27年度東庄町食肉センター特別会計予算
議案第19号 平成27年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算
議案第20号 平成27年度東庄町介護保険特別会計予算
議案第21号 平成27年度東庄町水道事業会計予算
議案第22号 平成27年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算
審査報告(予算審査特別委員会委員長)
- 日程第 2 同意第 2号 教育長の任命について
- 日程第 3 議案第23号 町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例を制定することについて
- 日程第 4 議案第24号 平成26年度東庄町一般会計補正予算(第8号)

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

- 1番 宮 澤 健 君
2番 林 俊 之 君
3番 大 網 正 敏 君
4番 花 香 孝 彦 君
5番 佐久間 義 房 君
6番 板 寺 正 範 君
7番 城之内 一 男 君
8番 高 木 武 男 君

9番 林 甚一 君
10番 鈴木 正昭 君
11番 多田 和弘 君
12番 土屋 進 君
13番 山崎 ひろみ 君
14番 宮崎 正吾 君
15番 高嶋 雅弘 君
16番 鎌形 寿一 君

欠席議員

なし

出席説明員（15名）

町 長 岩田 利雄 君
副町長 清水 正幸 君
監査委員 平山 茂 君
会計管理者 鈴木 努 君
健康福祉課長 石毛 克身 君
総務課長 金島 正好 君
病院事務長 鈴木 和雄 君
産業振興担当課長 石毛 一久 君
まちづくり課長 大後 修司 君
町民課長 多部田 秀也 君
農業委員会事務局長 河津 静夫 君
教育委員会委員長 林 英伸 君
教育長 小澤 茂 君
教育課長 林 敏行 君
生涯学習担当課長 笹本 博之 君

出席事務局員（3名）

事務局 長 小林 豊
次 長 宮前 玉子
主 査 箕輪 広次

(午後 2時30分 開議)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

議事に先だち、報告します。

本日、町長より議案3件の送付があり、これを受理しました。

以上で報告を終わります。

これから議事に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第15号、平成27年度東庄町一般会計予算から、議案第22号、平成27年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算まで、以上、8案を一括議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に審査の付託をしてあります。

したがって、委員長より審査の経過と結果について、報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、宮崎正吾君。

14番(宮崎正吾君)

予算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

予算審査特別委員会に付託されました、議案第15号、平成27年度東庄町一般会計予算、議案第16号、平成27年度東庄町国民健康保険特別会計予算、議案第17号、平成27年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号、平成27年度東庄町食肉センター特別会計予算、議案第19号、平成27年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算、議案第20号、平成27年度東庄町介護保険特別会計予算、議案第21号、平成27年度東庄町水道事業会計予算、議案第22号、平成27年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算、以上、8会計の予算について、去る3月5日、6日には議案第15号、平成27年度東庄町一般会計予算を、9日には議案第16号、平成27年度東庄町国民健康保険特別会計予算から、議案第22号、平成27年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算までの7会計の予算を、委員会を開催しまして、町長、副町長、教育長、病院長、担当課長、事務長等の出席を得て、慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告いたします。

審査に当たりましては、執行部より内容の説明がありまして、その後、質疑が行われました。本予算審査特別委員会は議員全員で構成する委員会ですので、内容については省略させていただき、採決の結果を報告させていただきます。

議案第15号から議案第22号までの8会計につきまして、採決した結果、当委員会としてはいずれも全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

議長（鎌形寿一君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに起立によって行います。

最初に、議案第15号、平成27年度東庄町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（鎌形寿一君）

起立全員です。

したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成27年度東庄町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（鎌形寿一君）

起立全員です。

したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成27年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（鎌形寿一君）

起立全員です。

したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成27年度東庄町食肉センター特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（鎌形寿一君）

起立全員です。

したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成27年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（鎌形寿一君）

起立全員です。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成27年度東庄町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (鎌形寿一君)

起立全員です。

したがって、議案第 20 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号、平成 27 年度東庄町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (鎌形寿一君)

起立全員です。

したがって、議案第 21 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号、平成 27 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (鎌形寿一君)

起立全員です。

したがって、議案第 22 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2、同意第 2 号、教育長の任命についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事 務 局 朗 読)

議長 (鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、同意第 2 号、教育長の任命についての提案理由を申し上げます。

2 月 16 日付、現教育長の小澤茂氏から、本年 3 月 31 日をもって、教育委員会委員を辞職したい旨、届出がありました。これを受け、平成 27 年 4 月 1 日から施行される新たな教育委員会制度に基づき、教育長を任命いたしたく、議会の同意を

いただくものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第2号については、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

正規の手続を省略することに異議がありますので、まず、質疑があれば、これを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

討論の申し出がありますので、討論を行います。

まず、原案に同意することに反対者の発言を許します。

7番、城之内一男君。

7番（城之内一男君）

同意案件であります。新教育委員会制度においては教育長は首長が直接任命することになっておりますが、罷免についても同様に首長が直接的に行うことができますが、罷免については、要件が厳しいため、なかなか難しいと思います。いずれも議会の同意が必要です。

また、現教育長は、教育委員の任期満了まで教育長として在職することが可能です。また、首長は前倒しで任命することもできますが、やはり新教育委員会制度では、これまで形式上維持されてきた教育委員会の権限のうち、執行権に対する首長の関与が強まり、教育長の任命権、指揮監督権がなくなったことから、教育委員会と教育長、首長の関係を大きく変えるものであることが確認できます。首長の権限

がかなり強まっております。また、教育長の権限も強まっております。

新教育委員会制度が合議制執行機関として残された点は大変いいとは思いますが、やはり学校教育の基本的な理念に適うシステムだと思えます。政治が過度に教育に関与することの弊害、権限が大きくなる首長、教育長の暴走というか、その辺暴走が起こったときの歯止め、それが大変危惧されるところです。

個人の意向によって、一般質問でも個人に揺さぶられる懸念は依然として残ります。やはり教育に関しても、政治的中立性、安定性、継続性が大変必要だと思えます。また、町においても、小学校統合、給食センターの建てかえを含めて、大きな課題が残っております。

首長はやはり教育に関しては余り関与すべきではないと思えます。やはりこれは次に任命する さんについても、確かに行政に長くいた中、また、行政の中核にいた中、やはり教育の政治的中立性、安定性、継続性に関しては強い懸念が残ります。首長への歯どめ、これがきかなくなる危険性もあります。やはり首長は教育に関してはそれなりに抑制的な態度が必要だと思えます。教育行政の政治的中立性、安定性、継続性を考えたとき、今回の同意案件には反対です。

議長（鎌形寿一君）

次に、原案に同意することに賛成者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

同意第2号、教育長の任命については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（鎌形寿一君）

起立少数です。

したがって、同意第2号、教育長の任命については同意しないことに決定しました。

日程第3、議案第23号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条

例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第23号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本案は、町長、副町長、教育長の給料月額について、町長10パーセント、副町長7.5パーセント、教育長5パーセントの減額措置を実施するものでございます。

期間は平成27年4月から平成28年3月までとしております。

なお、従前の条例は附則で廃止することとしております。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

4番、花香孝彦君。

4番(花香孝彦君)

利率の変更があったかと思うんですけれども、率の変更の理由と、一応、10年間、この流れが続けられてきているかと思うんですが、何年間続けてきているものかという点と、もう一点、10年間続けてきておりますんで、いつ、毎年毎年、出しているところだと思ってしまうんですけれども、いつごろを目安に終了するものなのか、その点を伺わせていただきたいと思います。

議長(鎌形寿一君)

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

これは、いつごろ始めていつごろやめるのかということではないかなと思うんですが、実は町村合併のときに、多分、交付税が減額措置されるだろうということで、議会を含めて、そして、2割の目途を立てて、予算も2割交付税が減るだろう、それから、経費も2割削減していこうと、それから、職員も2割減をしていこうと、

そういうことの中で、私にできることはなんだろうということで、20パーセント給料を削減することで、副町長並びに教育長の給料も下げさせていただきました。

他の議会、近隣の議会の話を申し上げますと、議員の定数の削減をする、それにあわせて議員報酬も削減をするということでありました。そういう2割を削減し、また、給料面でも削減をしてきたということで、近隣ではそういうことがあったんですが、当町においては、私はしましたけど、議会はそういうことは出てまいりませんけれども、次年度の議会、この任期が終了しますと、議員定数は14名ということでありますから、議員数で2割を削減したということに収まったのではないのかなと、このように思います。

そういうことで、それを続けてまいりました。これをまた促していくということももちろん大事であります。本来は一旦ここでその効果を含めて、やめるべきだろうということもあったんですが、これを極端にすぐやめるというわけにはいかないということで、半分にさせていただいたということでもあります。しなくても良いわけではありますが、そういうような方向で進む、やはり指針でありますので、1回1回見せたりすることによって職員にも促すことができるだろうと、そういう思いで10パーセント削減という位置づけをいたしました。

以上であります。

議長（鎌形寿一君）

4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

いつまでにとというのは答えにくいところかとは思いますが、どのくらいの目安を考えていらっしゃるか。わかる範囲で、答えられる範囲で。

議長（鎌形寿一君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

提案した件につきましては、年度を区切っております。それは、今、当面は続けていこうということで、これも毎年20パーセントの時も、毎年毎年、議会に提案して、議決をしていただいて、それでやってきたものであります。ですから、何十年先とか何年先ということではなくて、1年ずつ提案しまして、ご理解をいただいていたところでもあります。

ですから、いつまでということではなくて、次年度もそういう形になるか、また、それがパーセントで変わるかということも含めて、当面続けていきたいと、このような考えでございます。

以上であります。

議長（鎌形寿一君）

ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。これから議案第23号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第24号、平成26年度東庄町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第24号、平成26年度東庄町一般会計補正予算（第8号）の提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の説明に入ります前に、今回の補正予算編成の背景についてご説明いたします。

平成26年11月21日にまち・ひと・しごと創生法が成立、同月28日に公布、12月2日に施行されております。この法律の目的といたしまして、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成し、総合的かつ計画的に実施をするとしております。

その後、平成27年2月3日に成立した国の補正予算では、まず一つ目に、現下の経済情勢等を踏まえた生活者・事業者への支援として、地域消費喚起・生活支援型、二つ目に、地方が直面する構造的課題等への実行ある取り組みを通じた地方の活性化として、地方創生先行型、この二つのタイプの交付金が予算措置されたところであります。これに基づき、町で実施すべき事業の検討を行い、今回、追加の補正予算を計上したものでございます。

それでは、補正予算の内容について、説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,930万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,798万5,000円とするものでございます。

なお、今回の補正予算計上事業は、全て平成27年度に繰り越して実施をするものでございます。第2条、繰越明許費で、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を設定しております。

歳入歳出予算補正の内容でございますが、まち・ひと・しごと創生事業のうち、地域消費喚起型事業では東庄町プレミアム商品券発行に係る経費を、地方創生先行型事業として、総合戦略策定事業や創業促進支援事業、子育て支援事業などの9事業に係る予算の補正をしております。

以上、一般会計補正予算の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、平成26年度東庄町一般会計補正予算（第8号）の内容について、説

明させていただきます。

議案書の11ページをお願いいたします。

最初に、歳出から申し上げます。

2款、総務費において、新規に7項、まち・ひと・しごと創生事業費を設定し、1目、地域消費喚起型事業費、2目、地方創生先行型事業費といたしました。

初めに、1目、地域消費喚起型事業費ですが、東庄町プレミアム付商品券発行事業として1億3,730万円を計上しております。

内容につきましては、先ほど議案と一緒にお配りしてございます、参考資料とあわせて説明させていただきたいと思っております。1枚だけのA4の紙でございまして、議案とは別に配付しております。

この上の丸のほうですけれども、これがそのプレミアム商品券の内容でございます。商品券につきましては、町内の加入店舗で使用できるものでございまして、販売価格1万円でプレミアム分3,000円をつけて1万3,000円、1,000円券13枚を予定しておりますが、これを1万セットで1億3,000万円予定しております。発行事業交付金として1億3,000万円を計上しております。

その他の経費で、消耗品費や印刷製本費、換金にかかる取次手数料、並びに発行業務委託料を計上しております。総額1億3,730万円となっております。

続いて、2目、地方創生先行型事業費、3,200万円。町長の提案理由にもございましたように、全部で9事業の実施を予定しており、内容については参考資料に記載したとおりとなっております。

1としまして、東庄町総合戦略策定事業、これにつきましては、人口減少、将来の施策ということでございます。その戦略の策定を予定しております。

2としまして、物産品販路拡大事業としまして、農産物の消費の拡大事業を実施いたします。

3番としまして、就農希望者・就農支援事業としまして、就農体験を通しまして、就農希望者の募集を図るといふことの事業を実施いたします。

4番目としまして、まちづくりリーダー育成事業としまして、地域の若者の育成をいたします。

5番目としまして、婚活応援事業といたしまして、婚活の支援事業を応援いたします。

6 番目としまして、移住・定住支援事業としまして、空き家の調査等から配慮して、将来的には空き家バンクというような形に持っていければなというように思っております。

7 番目としまして、子育て支援事業でございます。これにつきましては、放課後の児童クラブのバス運行委託の事業としたいというように思っております。

8 番目、子育てガイドブック作成事業としまして、子育ての支援の情報のガイドブックをつくるというような形を予定したいと思っております。

9 番目としまして、創業促進支援事業としまして、事業所を開設するときの補助をいたしたいというように思っております。

この9事業にかかる予算の内容でございますが、1 節、報酬としまして、総合戦略策定事業にかかる委員の報酬としまして、いろいろな方からの意見を徴集するための費用ということでございます。

続きまして、8 節、報償費でございます。移住・定住支援事業などにかかる調査員の謝金を予定しております。

1 1 節、需用費につきましては、各事業にかかる消耗品費や印刷製本費でございます。

1 3 節、委託料でございますが、総合戦略策定事業などの委託料でございます。

1 4 節、使用料及び賃借料は、物産品販路拡大事業のほ場借上料でございます。

1 9 節、負担金補助及び交付金は、就農支援事業、創業促進支援事業、婚活応援事業の補助金や交付金となっております。

今回の事業費でございますが、国の平成26年度の追加補正予算に対応するため、急遽、該当事業の取りまとめを行い、補正予算を編成しております。

その関係で、全事業とも繰越を行い、平成27年度に実施することとなります。よって、今後、事業の実施段階でさらに精査が必要となることが想定され、各事業において予算の変更があった場合も地方創生先行型事業費の中で対応できるような予算としております。

次に、歳入について申し上げます。

議案書の10ページをお願いいたします。

1 4 款、国庫支出金、2 項、1 目、国庫補助金、総務費国庫補助金、2 節、地域住民生活等緊急支援補助金で6,123万9,000円。内訳は、地域消費喚起・

生活支援型交付金で2,984万1,000円と、地方創生先行型交付金3,139万8,000円となっております。

続いて、15款、県支出金、2項、1目、県補助金、総務費補助金、1節、プレミアム付商品券市町村交付金事業補助金743万1,000円。プレミアム付商品券にかかる県の補助金でございます。

一つ飛びまして、20款、諸収入、5項、3目、雑入では、プレミアム付商品券販売金として1億円でございます。

最後に、歳入が歳出に不足する63万円について、19款、繰越金の前年度繰越金で補正するものでございます。

続いて、第2条の繰越明許費ですが、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用することのできる経費を定めるものでございます。

8ページの第2表をごらんいただきます。

町長の提案理由にもございましたとおり、今回の補正予算計上事業は全て平成27年度に繰り越すものとなっております。

以上で補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

地域消費喚起型事業のプレミアム商品券の件なんですけれども、来年度やるということなんですけれども、事業主体とか、商工会が絡むのか、ちょっとこの中ではよくわかりづらいので、やろうとしている事業の内容がわかれば、教えてください。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

事業主体、実施するのは町で実施いたします。

議長（鎌形寿一君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ちょっと事業の内容を質問したんですけど。

議長（鎌形寿一君）

産業振興担当課長、石毛一久君。

産業振興担当課長（石毛一久君）

それでは、事業の内容について、ご説明申し上げます。

予算書にありますとおり、プレミアム商品券の販売ということで、1セット13枚つづりの1万3,000円分のプレミアム商品券を1万円で購入していただくという形で、3,000円のプレミアム分をつけての販売ということでございます。この販売につきましては、1万セットを予定しております。

販売につきまして、ただいま総務課長のほうから説明がありましたとおり、事業主体は町でございます。商工会につきましては、お手伝いをいただくような形でございます。特に取扱店の取りまとめ等にかかるものをお願いするような形になるかと思えます。

それで、販売の予定でございますが、6月中旬を予定しております。その有効期間につきましては、販売が行われてから、翌年度、28年の1月中旬までをめどにいたしまして、約7カ月間を予定しております。それによりまして、業者さんにおきましては2月末日までに取り扱ったプレミアム商品券を換金していただくというような形で事業を終わりにしていただきまして、その後、実績報告を3月中に行うというような形でスケジュールを組んで進めていこうと考えております。

また、事業としましては、商工会への委託のほうの関係なんですけど、こちらにつきましてはポスター、取扱店に対するポスター等の作成とか、いろいろと、先ほども申し上げました取りまとめについてをお願いする予定でございます。

なお、換金につきましては、現在、金融機関をお願いする予定で、今、話を進めております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

町民にもこれから聞かれるかもしれないので、具体的に、セットを販売するのはどこですか。

議長（鎌形寿一君）

副町長、清水正幸君。

副町長（清水正幸君）

町が販売をいたします。それで、1万セット、1万3,000円分のものを1万セット販売いたします。

議長（鎌形寿一君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

じゃあ、町が窓口で買うということでいいんですね。まちづくり課、産業振興係のところ。

議長（鎌形寿一君）

副町長、清水正幸君。

副町長（清水正幸君）

買う場所については、町民の皆さんにご不便をおかけしないように、これから適当な町の、町民ホールでありますとか、そういった場所をつくっていきたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

3番、大網正敏君。

3番（大網正敏君）

すみません、ちょっとお聞きしたいんですけども、これは1万セットとなっておりますけれども、1人当たり何セットまで買えるとか、そういう規制などはもう考えているのでしょうか。そうしないと、1人で1万セット買っちゃうということも考えられるので、そこら辺、ちょっとお伺いします。

議長（鎌形寿一君）

産業振興担当課長、石毛一久君。

産業振興担当課長（石毛一久君）

1人の購入セット数ですが、限りなくという、無制限ということではなく、制限を考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

歳入の雑入について伺いたいと思うんですけれども、全てを翌年度に繰り越して事業を行うということだったんですけれども、歳入は繰り越せないですよね。そのまま雑入で入ってくる予定でいただいているか、その点、確認させてください。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

雑入の1億円につきましては、販売したときにお金が入ってきます。

それを雑入ということで、これも繰り越せるものでございます。

議長（鎌形寿一君）

6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

地方創生先行型の1から9までである中で、一番最後の創業促進支援事業についてお伺いします。

952万円という大きな金額が計上されておりますが、このところがもう創業に向けての申し込みとか、あるいはこれからまだ受け付けているというような、その状況を教えていただきたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

この予算でございますけれども、私の説明でも申し上げましたけれども、急いでやったもので具体的なものというのはそれほどないというような形でございます。これから皆様方にPRしてやっていこうと、また、内部で協議しながらいいものをつくっていこうというようなことございまして、今、議員さんがおっしゃられた9番の創業促進支援事業でございますが、これにつきましても、打診された事業者はございますけれども、その内容につきましてはこの場ではちょっと控えさせていただきまして、全然ないということではございません。そのような内容でございます。

議長（鎌形寿一君）

10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

11ページ、聞きこぼしかもしれませんが、13節の委託料1,741万円となっておりますけれども、この委託先はもう既に検討してあるんですか。何戸ぐらいあるんですか。

よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

委託料でございますが、これは幾つかの事業を一緒にして、本当の概算でやっております。一つ一つ積み上げてきたといえは積み上げてきたということですがけれども、概算でやっておりますので、どこの事業にどのくらいの予算を決めたということではございません。業者も全然決まっております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第24号、平成26年度東庄町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長よりご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、東庄町議会3月定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、執行部より議案23件、諮問1件、同意2件を提案させていただきました。特に平成27年度の予算議会ということで、議員各位には慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございました。

会期中に頂戴いたしましたご意見、ご提言につきましては、鋭意検討し、町政に反映してまいる所存でございます。

さて、東日本大震災から4年が経過をいたしました。仮設住宅等で避難生活を余儀なくされている人は23万人にも上ります。復興の速度を上げ、1日も早く不自由のない暮らしが戻るよう、願うものでございます。

本町では、昨日、町内一斉のシェイクアウト訓練を実施いたしました。登録により参加を表明された方は約2,400名、26団体、家族での参加を含めると数字がわからないというデータが出ております。工業団地では、この訓練にあわせて独自の訓練を実施し、防災対策の再認識をした企業もあると聞いております。

今後もしばしばという時に備え、防災意識の高揚に努めてまいります。

本年は町制施行60周年の記念の年であります。節目の年でもあります。安心・安全のまちづくり、子育て支援、教育環境の整備、産業や観光への振興等々、取り組むべき多くの課題に、気持ちを新たに職員一丸となって取り組んでまいる所存でございます。

議員各位におかれましても、なお一層のご指導ご支援を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

それでは、私からも一言ご挨拶申し上げます。

予算は全て可決となりました。この予算によって27年度が始まるわけです。私たちも気持ちを新たに27年度、しっかりやっていきたいと思っております。

本当に11月まで、あと残り8カ月です。11月の選挙に向かって頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

以上で平成27年3月東庄町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時22分 閉会)

ご注意

本会議録は、個人情報保護の観点から一部表記をしていない部分があります。ここに掲載している会議録は、正式な会議録とは若干異なります。